

第 15 回懇談会 (H29. 11. 17) の振り返り (各委員の発言から抜粋)

1 第 14 回懇談会振り返り

- ・修正なし

2 これまでの保留項目について

住民投票**① 「廃置分合」「境界変更」について**

- ・自治基本条例で、市民自治の観点から積極的な姿勢を示すのであれば、「廃置分合」「境界変更」について議論になった場合は議会の議決のみで決定するのではなく、住民投票の結果を尊重するという「諮問型」で住民投票を必ず行うことにするほうがよい。
- ・「廃置分合」「境界変更」は市民、特に境界付近に住んでいる人にとっては極めて重要な問題であり、このような事項についてはその判断を議会に委ねるだけでなく住民自身の判断を広く求めることに意味があると思うので、住民投票の結果を尊重するということとセットであればそのような規定があってもいいと思う。
- ・過去に市町村合併についての住民投票で投票率が 50%に到達せず成立要件を満たさなかったので、議論そのものがなくなってしまった事例がある。成立要件および投票率の問題とセットで議論した方がよいのではないか。
- ・「廃置分合」以外でも、住民が重要な事項・政策に関して常設型の住民投票にかけるような制度を設けても構わないのではないか。仮に定住外国人などの有権者以外の投票資格者を認めることになるとその方向性を国政レベルにも発信していける可能性がある。

② 憲法事項について

- ・「廃置分合」「境界変更」以外にも考えられる” 憲法事項にあたる” ものとは何が考えられるのかという議論が必要である。
- ・住民の意見を問うのではなく、住民の気持ちをあらわす手段としての尊重レベルとして住民投票を使えることもある。一つの意見表明の機会として制度を利用する方法は実際にあり、それが政治に反映された例もある。

③ 議会での「住民投票」についての議論

- ・仮に住民投票が行われたとして、出た結果については重く受け止めざるを得ない。議会が最終決定権を持つといっても、住民の一つの意思表示を尊重するという意味は今の議会にはあると思う。
- ・拘束型については賛否両論があろうかと思われる。現状では議会自体が市の意思決定機関としての機能、役割をもっているのではないかという意見が大きい一方で、大事なことは市民に問いかけて決めていくことが大事だという意見もあるし、拘束型は絶対否定する、といったところまではまだいっていないと考えられる。
- ・厳しい成立要件をかけるのであれば、その中で成立したものに対して議会がそれを尊重しないということはあるので、むしろ成立要件について議論を深めることが重要なのではないか。
- ・議会基本条例についての検討を進めてきた中で、住民投票そのものが議会軽視だというニュアンスの発言は今のところ出ていない。

④議会の議決を住民投票の要件とするか

- ・議会が審議することが重要だと考えているので、住民投票でイエス・ノーを決めることはかなり慎重に考えた方がよい。
- ・今の制度の中では、議会が最終的な責任を負うという枠組みを壊すべきではない。住民投票の結果が尊重されなかった場合は議会の解散請求・市長に対する解職請求というのが現在の制度として保障されているため、今の法の制度の中での直接参加を検討すべきだ。
- ・今の制度の中では議会のコントロールが妥当。議会を必要としない場合、住民投票成立の要件の数字に具体的な根拠を持たせるのは難しい。今の地方自治法の中での請求権を使って個別の住民投票について陳情を出し、議会が判断してから住民の意思を問うというやり方がいいと思う。

⑤提案権と発案件について

<市長>

- ・市長が、個別の政策に関して住民の意思を知りたいという形や、住民側の意思を示す場として、また執行部あるいは議会側が自分たちの意見の正当性を示すためなど住民投票にもメリットデメリットがある。
- ・住民が発議する場合は署名を集めて出てこなければならないが、それが有効と認定され成立した場合、市民の代表としての市長が義務的に発議をしなければならない。しかし、市長の判断で発議するかどうかを決めることを許すのは、議会との大きな闘争手段になるため、それを市長には認めるべきではない。
- ・市長が住民投票という形の質問事項を作るときに、操作できるような質問の作り方が可能かということも重要である。また、二択以上の提案をした場合、それが複雑になりすぎて衆愚政治になってしまう形になり得る危険性も含めて、そこまで住民に委ねていいのかという議論にもなる。

<議会>

- ・議会に対して提案権を認める必要があるのか。立法権として条例案を提案することはもともとあるので、それ以上に何か特別に発案をできるようにすることが必要なのか。議会にとって簡単には表決しがたい重大問題であるというときに、住民投票にかけてしまうということになると、議会の権限放棄につながる。
- ・現状の議会で考えた時に、例えば要件を満たしていない陳情が出されたとしてもおそらく審議する形になるため、提案権を認めないことについての障害はないよう思う。
- ・市民が厳しい要件を満たし署名を集めても、議会の否決によって止まってしまうということでのいいのか。
 - ・市民の意見を表明する場を明らかにするという意味で、積極的に住民投票を行いたい。乱用や不正のないようなルール作りをし、厳しい要件を設けたうえで、それをクリアしたものに関しては住民投票の成立を認めてほしい。

⑥議会の議決に対する住民投票について

- ・首長が提案し、議会が議決した重要な個別案件についてそれでいいのかということを住民が最終的に追認したり否決したりすることはありえるのか。
 - ・そうすると、議会は何の権限があるのか。最後は住民で投票するのだったら、初めから議会で

議決する必要はないのではないか、という議論になってしまう。

- ・議会が議論して、修正や否決があった場合には住民投票をもう一度するという形をとるのが健全である。住民が最終的に投票するにしても、尊重するという場合でもそれについて議会が議論をして、見解を示し、住民はそれを十分参考にして投票するという形をとるべきだ。

⑦市民の投票をめぐる運動について

- ・住民投票を最小限公職選挙法に基づいてやっていくのか、それとも自治基本条例の中で独自に個別に認めるようなものを作っていくのか。かなり複雑な制度設計をしていく覚悟をしなければならない。
- ・買収、個別訪問などについて個別に線引きをしていくのは技術的に難しいので、公職選挙法に倣った形で、一括で飲み込んだほうがよい。
- ・投票のルールについて、自治基本条例の中で個別具体的な内容まで書いていくのは難しいので、住民投票条例にもう一本下の条例を作って、一定のルール化をするのが望ましい。

⑧住民投票実施の要件について

- ・他の自治体のように住民による発議の成立要件を6分の1にするなど、地方自治法の50分の1よりもっと厳しい要件にすることで、それだけ多くの署名が集まってきたのならば実施を可能にするというのも一つの方法である。また、2分の1以上の成立要件というのを多くの自治体が行っているが、それぐらいの条件付けをするかどうか論点の一つである。また、住民投票の結果をもって住民の意思表示をすることに意義があるとするなら、内容については住民投票にかけるか否かの要件をつけず、武蔵野市の権限事項かどうか問わないということもできる。
- ・一定のルールで議会が住民投票をやろう、住民の意思を把握しようということで行った結果は、仮に2分の1以上でなくても尊重すべきものとして有効にするのがよいのではないかと。
- ・投票率が2分の1に届かなかった場合に、拘束型として尊重するかはともかく、それが市民の意向であるというふうな扱って処理するのか問題になってくる。ただ、最近の地方選挙の投票率も非常に低くなっていく中で、2分の1を超えなければいけないというのは難しいので、過去の地方選挙の投票率などから細かく算定しなければならない。
- ・成立要件を書くと、棄権した人は反対とカウントされてしまう。実際に投票した人間はどう位置付けるのかということにもなるので、成立要件、投票率を書かないという方法もある。
- ・投票した以上は投票の結果を公表し、たとえ投票率が低くても限定的な意思ではあるということを前提に、その結果を尊重していこうという自治のルールづくりもあり得る。
- ・人口規模などによって何十分の1というものの持つ意味が違って来るが、どの数字を持ってきてどう合理的に線引きをするのかという基準はない。50分の1以上にはもう少し厳しくした上でそういう道をひらこうというのだから、より高い数字をつくるべき。(資料2 3ページ(2)案②)

→次ページにまとめ

【住民投票の議論に関する到達点】

結論 住民投票の実施の要件を厳しくした上で、常設型の住民投票条例を制定することを自治基本条例の中に盛り込む。

- ・「廃置分合」と「境界変更」について議論になった場合は住民投票を必ず行うことにする。
- ・案件の内容にかかわらず、発議のための署名の要件を厳しくしたうえで、その署名の数を満たしたものであるについては、議会の議決を経ずに住民投票を実施できることとする。
- ・発議権は市民にのみ認める。(市長・議会には認めない)
- ・投票のルールについては、自治基本条例の中で全て規定するのは難しいので、住民投票条例を別で作って、そちらでルール化をする。
- ・住民投票の成立要件は投票率 50%以上とし、投票の結果を尊重することとする。
 - ※「廃置分合」と「境界変更」について行う住民投票の成立要件については条例化の際に議論が必要(仮に投票率が 50%を下回った場合、再度の投票にかけるのか、あるいは住民投票は成立しなかったものとして、議会での決定のみとするのか等)
- ・住民投票として成立したか否かにかかわらず、投票の結果については公表する。
- ・住民の発議における必要署名数は 1/50 よりは厳しいものにするべきだが、具体的な決めについては条例化のときの議論に委ねる。

【次回（第 16 回懇談会）において決めるべきこと】

○投票できる人の範囲を広げるかどうか

- ・年齢について（18 歳以上よりもさらに範囲を広げるかどうか）
- ・定住外国人について

<参考>

武蔵野市人口

年齢	日本人の数 (29.11.1 時点)	外国人の数 (29.4.1 時点)
0 歳～14 歳	16,965 人	126 人
15 歳	993 人	9 人
16 歳	1,015 人	10 人
17 歳	1,038 人	8 人
18 歳～	125,143 人	2737 人
全年齢合計	145,154 人	2890 人

*平成 29 年 12 月 1 日付け選挙人名簿登録者数 122,853 人